

人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）就労環境整備計画書チェックシート

事業所名	
------	--

【就労環境整備措置導入月】 令和 年 月

※就労環境整備措置を最初に導入する月となります。

【計画期間】 令和 年 月 1日～令和 年 月 日

※就労環境整備措置を最初に導入する月の初日が計画期間の初日となります。

※計画期間は3か月以上1年以内です。

【計画書提出期間】 令和 年 月 1日～令和 年 月 日

※提出期間は計画期間の初日の6か月前から1カ月前の日の前日までです。

※提出は企業単位となります。（雇用保険適用事業所単位ではありません。）

【提出書類】

チェック欄	提出書類	留意事項
<input type="checkbox"/>	人材確保等支援助成金就労環境整備計画書 (様式第 a-1 号)	●計画書の右上余白に捺印を押印してください。 ●両面印刷して提出してください。
<input type="checkbox"/>	導入する「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の社内規程の多言語化」の概要票 (様式第 a-1 号別紙 1)	●必ず両面印刷し、裏面をよく確認の上ご記入ください。
<input type="checkbox"/>	多言語化するすべての就業規則等の社内規定（現行） (写)	●すでに社内規程として作成しているものを添付してください。 ●労働条件通知書または雇用契約書については対象となる外国人労働者1名分を提出してください。
<input type="checkbox"/>	導入する「苦情・相談体制の整備」、「一時帰国の休暇制度」及び「社内マニュアル・標識類等の多言語化」の概要票 (様式第 a-1 号別紙 2)	●必ず両面印刷し、裏面をよく確認の上ご記入ください。
<input type="checkbox"/>	就労環境整備措置を新たに導入するにあたり変更する予定の労働協約または就業規則の案	●導入する就労環境整備措置が「苦情・相談体制の整備」または「一時帰国の休暇制度」の場合に限ります。
<input type="checkbox"/>	多言語化する社内マニュアル・標識类等 (写)	●導入する就労環境整備措置が「社内マニュアル・標識類等の多言語化」の場合に限ります。新規作成の場合、見積依頼時の仕様書等を提出してください。 ●事業所内の既存の標識類を多言語化する場合は掲示等されている実物を撮影した写真を提出してください。
<input type="checkbox"/>	事業所における外国人労働者名簿 (様式第 a-1 号別紙 3)	
<input type="checkbox"/>	「見積額」算定書 (様式第 a-1 号別紙 4)	
<input type="checkbox"/>	導入する就労環境整備措置に係る外部の機関または専門家等が作成した見積書 (写) (2社分)	●見積書は、導入・実施に要する費用の合計額その他、内訳が明確に記載されているものを提出してください。
<input type="checkbox"/>	上記価格表、カタログ等 (写) (2社分)	●外部の機関または専門家等が作成した見積書が適正なものであることを証明する書類
<input type="checkbox"/>	事業所確認票 (様式第 a-2 号)	●申請事業所（通常は本社）を含む、全ての事業所を記入してください。
<input type="checkbox"/>	事業所が社会保険の適用事業所であることが確認できる書類	●社会保険の加入要件を満たしている事業所の場合に提出してください。 社会保険料納入証明書（写）、社会保険料納入確認書（写）等
<input type="checkbox"/>	事業所の労働者が社会保険の被保険者であることが確認できる書類	●社会保険の加入要件を満たしている事業所の場合に提出してください。 賃金台帳（写）等社会保険の支払いが分かる書類
<input type="checkbox"/>	対象事業所における計画時離職率算出に係る期間の雇用保険一般被保険者離職状況がわかる書類	●（離職票が交付されている場合）・・・離職証明書（写） ●（離職票が交付されていない場合） 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）（写）及び 離職理由がわかる資料（写）（退職願、労働者名簿、通知書、規定等）
<input type="checkbox"/>	商業登記簿謄本 (写)	※直近のものを提出してください。

【人材確保等支援助成金（外国人労働者就労環境整備コース）の主な支給要件】 以下のすべての要件を満たす必要があります。

要 件
雇用保険適用事業主であること
外国人雇用状況届出を適正に届け出ている事業主であること
認定された就労環境整備計画に基づき、計画期間内に、「雇用労務責任者の選任」及び「就業規則等の社内規程の多言語化」の就労環境整備措置に加え、「苦情・相談体制の整備」、「一時帰国のための休暇制度」、「社内マニュアル・標識類等の多言語化」のいずれかの就労環境整備措置を新たに導入し、導入した就労環境整備措置を対象事業所における外国人労働者に対して実施した事業主であること
過去に助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）を受給している事業主が、就労環境整備計画を提出する場合、助成金（外国人労働者就労環境整備助成コース）の最後の支給決定日の翌日から起算して3年間が経過している事業主であること
計画開始日の前日から起算して6ヶ月前の日から助成金の受給についての申請書の提出日までの間に倒産、解雇、退職勧奨、事業縮小及び賃金の大幅な低下等による正当理由自己都合離職などの離職理由により離職した者として受給資格の決定がなされたものの数が就労環境整備計画提出日における被保険者数の6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下を除く）こと
計画開始日の前日から起算して6か月前の日から就労環境整備計画期間末日までの期間について、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合で解雇等していないこと（同一事業主の全ての適用事業所が対象）
外国人労働者離職率が10%以下となっている事業主であること ただし、就労環境整備計画期間の末日の翌日における雇用保険一般被保険者である外国人労働者数が2人以上10人以下の場合は、算定期間における雇用保険一般被保険者である外国人労働者離職者数が1人以下であること
日本人労働者の「評価時離職率」が日本人労働者の「計画時離職率」を上回っていない事業主であること
社会保険の適用事業所であること（社会保険の要件を満たす場合） また、対象事業所に雇用される労働者が社会保険の被保険者であること（社会保険の要件を満たす場合）
生産性要件を満たす場合の支給額の加算の適用を受ける場合は、「生産性要件」を満たす事業主であること
賃金台帳・出勤簿・労働者名簿・総勘定元帳・現金出納帳等の法定帳簿を備え付ける事業主であること
支給申請日の属する年度の前年度より前の労働保険料を滞納している事業主ではないこと
過去1年以内に労働関係法令に違反している事業主でないこと
過去5年以内に不正受給を行った事業主でないこと
性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主でないこと
暴力団関係事業主でないこと・暴力主義的破壊活動を行ったまたは行う恐れがある団体等に属していないこと

※就労環境整備措置の対象となる「外国人労働者」とは、次のいずれにも該当する者です

- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条第1項に規定する外国人労働者雇用状況届出の対象となる者であること。
- ・事業主に直接雇用される者であって、当該事業主と労働契約を締結していること。
- ・雇用保険の被保険者（短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者を除く）であること。
- ・社会保険の適用事業に雇用されている場合は、社会保険の被保険者であること（社会保険の要件を満たす者に限る。）

- この助成金は、予算の範囲内で支給されるものです。
- 助成金の支給に当たっては厳正な審査を行います。また、確認項目が多いため、支給可否の決定までに時間がかかる場合があります。
- 提出された書類だけでなく、**その他資料を確認することがあります**ので、その際にはご協力をお願いします。
- 支給要件に照らして申請書や添付書類の内容に疑義がある場合や、審査にご協力いただけない場合は、助成金を支給できないことがあります。